（私立高等学校用）

秋田県高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）のお知らせ【追加申請】

秋田県では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、平成２６年度以降に私立高等学校に入学した生徒のいる以下の要件に該当する世帯に対し、「奨学のための給付金」を支給します。

○令和８年度の制度改正に伴い、令和７年度までの内容から支給要件・提出書類等に変更がありますので、ご注意ください。

○９月３０日までに申請を行えなかった方向けのご案内です。
先に申請を行っている場合は、今回改めての申請はできませんのでご注意ください。

●支給要件

令和８年７月１日現在、次の①～④のすべてに該当する世帯

①生徒の保護者（親権者）等が秋田県内に住所を有していること。

②以下のＡ～Ｃのいずれかを満たしている世帯であること。

Ａ：生活保護（生業扶助）受給世帯

Ｂ：保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯

Ｃ：保護者の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額が 100 円以上 182,500 円未満の世帯

③生徒が就学支援金または新・修学支援金もしくは学び直し支援金の受給資格を有していること。

④生徒が日本国籍を有するなど、一定の国籍要件を満たしていること。

※保護者等が秋田県外に在住の場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

※道府県民税所得割及び市町村民税（いわゆる住民税）には「均等割」と「所得割」があります。本給付金に関連するのは「所得割」ですので、ご注意ください。

※生徒が日本国籍を持たない場合でも、一定の条件を満たせば上記の④に該当する場合があります。詳しくは下記問い合わせ先までお問い合わせください。

●生徒一人あたりの給付額（年額）

世帯区分	全日制等	通信制
生活保護（生業扶助）受給世帯	52,600 円	
保護者の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯	152,000 円	52,100 円
保護者の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額が 100 円以上 105,500 円未満の世帯	50,670 円	17,370 円
保護者の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額が 105,500 円以上 182,500 円未満の世帯	38,000 円	13,030 円

※災害により制服を喪失・き損し、再度購入が必要となった場合は、給付の加算を受けられる場合があります。詳しくは下記問い合わせ先までお問い合わせください。

（次ページに続きます）

●申請方法

・県内の私立高等学校等に在籍している場合は、各学校に提出してください。

※７月１日時点で在籍していた学校への提出になります。受付期間は学校によって異なりますので、各学校へご確認ください。

・県外の私立高等学校等に在籍している場合は、直接秋田県教育庁総務課に提出してください。

※郵送の場合は、追跡可能な簡易書留や特定記録郵便により提出してください。
住所等は、下記問い合わせ先に記載しております。

・専修・各種学校は、担当課が異なります。下記問い合わせ先に記載の、秋田県政策企画部高等教育振興課にお問い合わせください。

●申請期限

県内の私立高等学校に在籍している場合：在籍している学校にお問い合わせください

県外の私立高等学校に在籍している場合：令和８年１２月２１日（月）（必着）

●給付方法・給付時期

給付決定後、県から直接申請者（保護者等）の口座に年額を一括で振り込みます。

※県内・県外問わず、高等学校からの振り込みではありません。

給付は令和９年３月までに行いますが、詳細な時期は給付決定の通知をお待ちください。

●提出書類

①「秋田県高校生等奨学給付金受給申請書」（様式１－１～１－４）

※様式１－４は記入上の注意です。

・記入にあたっては「記入上の注意」「記入例」をよく読んで記入してください。

・記入上の誤りは、二重線を引き、その上に押印してから余白に記入してください。

②生活保護受給または課税額の証明書類

☆生活保護（生業扶助）受給世帯の場合

福祉事務所発行の「生活保護受給証明書」（様式１１または福祉事務所所定の様式）

・令和８年７月１日現在、生活保護のうち生業扶助を受けていることが分かるもの。

☆生活保護受給世帯以外の場合

保護者等全員の令和８年度課税証明書原本又は納税通知書の写し等（市町村発行の証明書等）

・今年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が分かるもの。

・保護者等全員（父母それぞれ）の証明書が必要です。

③在学証明書（様式２または学校所定の様式）

・令和８年７月１日以降に発行されたものに限ります。

（次ページに続きます）

④生徒の住民票（県外高等学校の場合のみ）

・生徒が県内高等学校に在籍している場合は基本的に不要です。

・②の証明書類とは異なり、保護者ではなく**生徒**の住民票ですので、ご注意ください。

・個人番号（マイナンバー）の記載がないものに限ります。

⑤振込口座届（様式１０）と通帳等のコピー

・口座は申請者（保護者等）本人名義のものに限ります。

・通帳等のコピーは、銀行、支店、口座の種類及び口座番号が分かるもの。

〇制服が災害等により喪失・き損した場合の給付額の加算を受ける際は、別途必要となる書類があります。該当する場合は、お問い合わせください。

●問い合わせ先

（**高等学校**）

秋田県教育庁総務課　総務・私学チーム

〒010-8580　秋田市山王三丁目１－１　Tel 018-860-5111

（専修・各種学校）

秋田県政策企画部高等教育振興課　高等教育振興チーム

〒010-8570　秋田市山王四丁目１－１　Tel 018-860-1223

【秋田県ホームページ】

「秋田県高校生等奨学給付金制度について（私立高等学校）」

（コンテンツ番号：11051）